

(写)

生食発0630第9号
28消安第1575号
28水漁第473号
平成28年6月30日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて」の一部改正について

ニュージーランド向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱いについて」(平成22年4月9日付け食安発0409第1号・21消安第11363号・21水漁第2441号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知。以下「通知」という。)に基づき取り扱っているところですが、今般、農林水産省・地域の活力創造本部の下に設置された「農林水産業の輸出力強化ワーキンググループ」(座長:経済再生担当大臣)において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」等に基づき、輸出環境の整備を図るため、下記の趣旨により、通知の別紙「ニュージーランド向け輸出二枚貝の取扱要領」を別添新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 電子メールによる衛生証明書の発行申請を可能とし、その手続を定める。
2. 衛生証明書の発行手続における荷口確認について、要件を満たした場合に頻度を削減できることとする。
3. 水産庁においてもEU向けに輸出を行う施設の認定を開始したことから、水産庁が認定を行った施設で加工等されたNZ二枚貝に対して、水産庁が衛生証明書を発行できることとする。
4. その他所要の改正を行う。